



事務の共同実施、さらなる発展を

周防大島町教育委員会 教育長 西川 敏之

事務の共同実施は、

平成10年度 中央教育審議会答申（学校事務・業務の効率化）

平成13年度 山口県で導入（3地域で実践開始）

平成19年度 県教委指定「事務の効率化に関する実践研究」（周防大島町）

平成20・21年度 町教委指定「きめ細かな学習指導や教育の情報化の支援のため事務部門の強化対応を行う学校」

平成22年度以降は、研究指定ではなく日常的に「事務の共同実施」を実践の形で展開されてきました。

事務の共同実施拠点校は、平成28年度までは東和中学校です。運営責任者の中井健治・迫田裕美両主査をリーダーとして、事務職員の先生方の誠実で着実なチームプレーのお陰で、町全体の①学校事務の効率化・平準化・適正化②教員が教育に専念できる環境整備等に大きな成果を収めていただきました。誠にありがとうございます。

本年度からは、拠点校が久賀小学校となります。運営責任者の扣穀薫主査をリーダーとして、財務及び法令等行政の専門家・来校者が最初に出会う学校の顔として、各学校はもちろんですが、町全体の学校教育力向上のために、皆様がますます大活躍されることを大いに期待しております。チーム大島、本年度もよろしくお願い致します。



学校事務職員に期待すること

拠点校校長 周防大島町立久賀小学校長 中山 一弘

4年前事務職員のいない学校に勤めていた時、この「共同実施」に助けていただきました。今でも心からありがたいシステムだと感謝しています。

さて、「共同実施」の目的は、学校事務の効率化・平準化・適正化及び教員が教育に専念できる環境整備等様々です。単純に学校事務のスキルを磨いて、当たり前の事務処理が当たり前にできるようになることが最も大切なことだと思いますが、学校の多くの活動について、是非「自分が関わったらどのようになるだろうか」という視点をもってほしいと思います。ほとんどの学校では、事務職員は一人職です。教員は数多くいますが、事務職員だからこそできることも必ずあると思います。学校によっては、企画委員になったり、綱紀保持委員会の委員になったり、学校運営協議会委員になったりされておられると思います。こういった場で学校の課題や取組について把握したり、意見を述べたり、新たな取組を始めたりすることが「学校の総合力向上」につながると考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

終わりになりますが、共同実施運営責任者のリーダーシップと学校事務職員の地道な努力により、事務職員の資質向上がこれまで以上に図られ、学校運営への積極的な参加がより一層促進されますよう皆様の活躍を期待しています。

周防大島町事務の共同実施の取組

周防大島町共同実施は

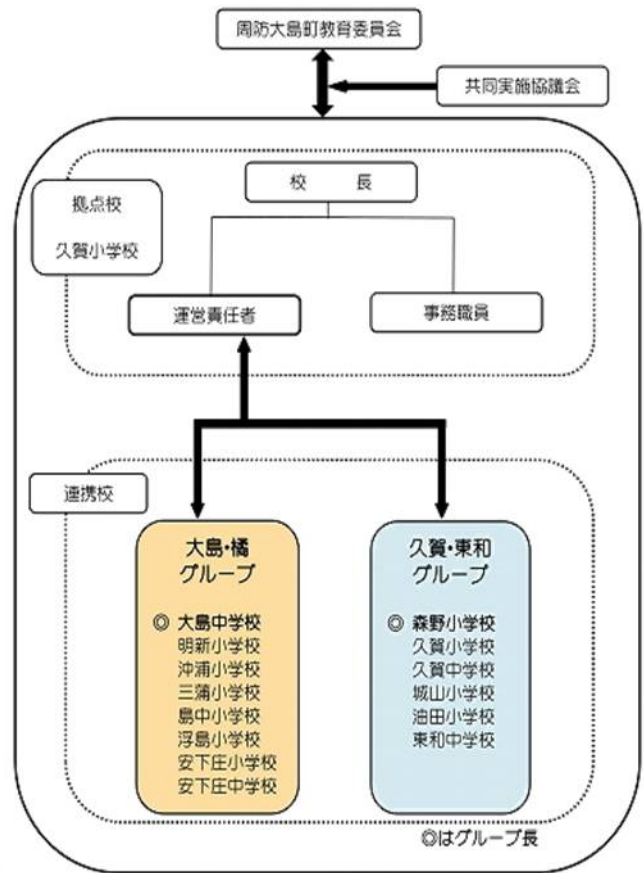
- ① 学校事務の効率化・平準化・適正化
- ② 事務職員の資質能力向上、人材育成を柱に、【正確で質の高い事務の提供と学校の総合力の向上】を目指します。

【方法】

- 2グループ（◆大島・橘 ◆久賀・東和）に分かれての共同実施会を月1回程度開催
 - ・ 正確な事務ができるよう事務処理の相互確認、共同実施だよりの作成、共同実施ホームページの更新、学校徴収金にかかる事務処理の工夫・適正化の取組の充実を図ります。
- 資質能力向上・人材育成のため、年4回の全体会を実施します。



平成29年度 周防大島町共同実施組織図



平成29年度住民税の特別徴収税額の決定通知書が配付されました。

平成28年分の所得により住民税(県・市町)年税額が決まります。

給与所得者の住民税は年税額を6月給与から翌年5月給与までの12ヶ月間で徴収されます。各所属で配付された住民税の特別徴収税額の決定通知書をご確認ください。

配付される「通知書」と6月以降の住民税額が正しく控除できているか給与明細書で確認しましょう。誤りが見つかった場合は所属の事務職員にご報告ください。通知書の内容に不明な点がある場合には、直接該当市町へお問い合わせください。



◆6月30日(金)は期末・勤勉手当
(ボーナス)支給日です
(支給率) 期末手当 1.225 月分
勤勉手当 0.85 月分
計 2.075 月分
(平成28年度給与改定より)

※係長級以上(教育職大卒9年以上~)では役職段階別加算額が加算されます。
※勤勉手当成率は個々の勤務成績に応じて決定されず。

◆児童手当 受給中の方へ
児童手当・特例給付現況届の提出は
6月30日(金)県給与厚生課へ必着
です。所得課税証明書(平成29年度
(平成28年分))等
必要書類を添付の上
事務へ提出ください

